

水銀に関する水俣条約の発効予定について

環境省環境保健部水銀対策推進室

1. 背景

- 2013年10月「水銀に関する水俣条約外交会議」を熊本市及び水俣市で開催。水銀に関する水俣条約を全会一致で採択。
- 我が国は、「水銀による環境の汚染の防止に関する法律（水銀汚染防止法）」の制定、大気汚染防止法や廃棄物処理法施行令の改正等を行い、2016年2月に条約を締結。
- 水俣条約は50か国目が締結した日の後90日目に発効するところ、本年5月18日にEU及び7カ国（ブルガリア、デンマーク、ハンガリー、マルタ、オランダ、ルーマニア、スウェーデン）が締結し、発効要件を満たしたため、本年8月16日に発効することが決定した。水銀汚染防止法は一部を除き条約発効日に施行される。

<締約国> 6月9日時点で56ヶ国・地域

米国、ジブチ、ガボン、ガイアナ、モナコ、ウルグアイ、ギニア、ニカラグア、レソト、セーシェル、アラブ首長国連邦、マダガスカル、モーリタニア、モンゴル、サモア、パナマ、チャド、メキシコ、ヨルダン、クウェート、ペルー、ボリビア、日本、セネガル、ザンビア、スイス、マリ、ボツワナ、エクアドル、中国、スワジランド、アンティグア・バーブーダ、シエラレオネ、ベナン、ガンビア、コスタリカ、リヒテンシュタイン、トーゴ、ホンジュラス、ガーナ、カナダ、ブルキナファソ、アフガニスタン、ノルウェー、ブルガリア、デンマーク、EU、ハンガリー、マルタ、オランダ、ルーマニア、スウェーデン、セントクリストファー・ネイビス、スロバキア、フィンランド、ニジェール

2. 今後のスケジュール

- | | |
|-----------------|------------------------------------|
| 5月18日（木） | EU及び加盟国（7カ国）が締結文書を寄託
（条約の発効が決定） |
| 7月1日（土） | 水俣条約発効を記念したイベントの開催（水俣市） |
| 8月16日（水） | 水俣条約発効、水銀汚染防止法本格施行 |
| 発効日後 | 水銀汚染防止計画の告示 |
| 9月24日（日）～29日（金） | 水俣条約第1回締約国会議（スイス・ジュネーブ） |
| ※28日（木）及び29日（金） | にハイレベルセグメントを予定 |